

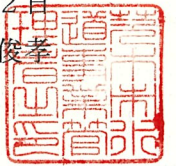
## 茨木市水道事業公告第1号

茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業に係るプロポーザル公告について

茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和5年10月2日

茨木市水道事業管理者 福岡 俊孝



### 1 業務概要

#### (1) 業務の名称

茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業

#### (2) 業務の目的

茨木市水道部が所有する、西穂積配水場の大阪広域水道企業団南春日丘西分岐からの受水圧力の余剰エネルギーを有効利用し、候補者が施設内の受水管路に設置する小水力発電設備により発電事業を行い、環境負荷の低減に努めることを目的とする。

#### (3) 業務内容

「茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業要求水準書」のとおり

#### (4) 業務期間

発電設備の設置に要する期間、売電期間、撤去及び原状回復に要する期間とし、そのうち発電期間は20年間とする。

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

#### (1) 茨木市水道部の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に登載されていること。

なお、入札参加資格者名簿に登載されていなくても本プロポーザルへの参加は認めるが、別添「入札参加資格審査申請書類」を提出すること。候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。

#### (2) 茨木市水道部物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市水道部建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市水道部建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。



- (3) 茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第 8 号第 1 項第 6 号に規定する場合または同項第 7 号に規定する場合に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (5) 平成 30 年度以降、この事業の公告の日までに、上水道施設内の浄水が流れる管路に設置した 20kW 以上 100kW 以下の小水力発電設備を自社で設置・運用し、かつその運用収益の一部を上水道施設の管理者（水道事業者）に還元した実績を有すること。

### 3 プロポーザル実施要項・参加申込について

#### (1) 実施要項

「茨木市水道部西穂積配水場小水力発電事業に係る公募型プロポーザル実施要項」のとおり

### 4 日程

質問期限	令和 5 年 10 月 30 日（月）まで
質問に対する回答	令和 5 年 11 月 2 日（木）
参加申込期限	令和 5 年 11 月 6 日（月）まで
参加資格審査結果通知	令和 5 年 11 月 13 日（月）
企画提案書等提出期限	令和 5 年 11 月 30 日（木）まで
第 1 次審査	令和 5 年 12 月 13 日（水）（予定）
第 1 次審査結果通知	令和 5 年 12 月 19 日（火）（予定）
第 2 次審査	令和 5 年 12 月 26 日（火）（予定）
第 2 次審査結果通知	令和 6 年 1 月 9 日（火）（予定）
契約締結	令和 6 年 1 月中旬（予定）

### 5 問い合わせ先

茨木市水道部総務課 担当：堀井、景山

TEL 072-620-1690（直通）

E-mail [suidosomu@city.ibaraki.lg.jp](mailto:suidosomu@city.ibaraki.lg.jp)